

(第4回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 9月19日
契約業者名	株式会社秋山工務店
契約業者の住所	茨城県日立市大沼町一丁目7番1号
工事の名称	R4湊沼川平戸町地区外低水護岸災害復旧工事
工事場所	茨城県水戸市島田町地先、茨城県水戸市平戸町地先
工事種別	一般土木工事
工事概要	本工事は、水戸市島田町地区及び水戸市平戸町3箇所において、台風15号の出水により被災を受けた箇所の低水護岸工事を行うものである。
工期(自)	令和5年4月18日
工期(至)	令和6年9月20日
変更前の契約金額	403,590,000円(税込み)
変更金額	+106,700,000円(税込み)
変更後の契約金額	510,290,000円(税込み)
変更理由	1. 河川土工(全工区) 現地精査の結果、干満による水位の低下及び矢板打ち込み工法の変更が生じたため、台船クレーンの規格を変更する。 2. 矢板護岸工(3.0k付近・5.8k付近) 現地精査の結果、吸出し防止材の必要が生じたため、矢板工を増工する。 3. 法覆護岸工(2.8k付近・3.0k付近・5.8k付近) 現地精査により、数量の変更が生じたため、増工する。 4. 根固め工(全工区) 起工測量の結果、地盤線に差異があることが判明したため、根固めブロック工を増工する。 5. 構造物撤去工(3.0k付近・3.5k付近・5.8k付近) 平戸町地区3.0k付近における現地精査の結果、沈没船があることが判明し撤去する必要があるが生じたため、支障物撤去工を増工する。 平戸町地区3.5k付近及び島田町地区5.8k付近における現地精査の結果、袋詰め根固めの撤去・運搬の施工方法を変更する必要があるが生じたため、構造物取壊し工を増工する。 6. 仮設工(全工区) 過去の工期延期により、交通誘導員の数量が増加したため、交通管理工を増工する。 7. 共通仮設費 現地精査により、安全費を増工する。 現地精査により、樹木伐採が必要となったため、準備費を増工する。(5.8k付近) 事後の家屋調査が必要のため、事業損失防止設備費を増工する。 現場管理費として、遠隔臨場・施工管理費を増工する。 営繕費を増工する。 8. 工期は元設計とおりとする。